

事業所承認規則

事業所承認規則

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 規則 第 51 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.(7)を次のように改める。

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

- (1) 板厚計測事業所
- (2) 水中検査事業所
- (3) 無線検査事業所
- (4) 航海情報記録装置の性能試験事業所
- (5) 消防設備の整備事業所
- (6) 超音波による倉口蓋の風雨密性試験事業所
- (7) 塗装システムの認定試験事業所 (塗料メーカーにおいて、クロスオーバー試験を行う場合、当該塗料メーカーを含む)
- (8) 前(1)から(7)以外の事業所

-2. 前-1.(1)から(7)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.(8)に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2008 年 1 月 1 日から施行する。